

もっと身近に成年後見制度

☆次々販売・振り込め詐欺などの悪徳商法から連絡がきた。

☆金融機関で貯金がおろせない・後見人が必要と言われた。

最近、高齢者や判断能力が十分でない方が困っている問題が増えています。

関わってしまったらどうすればいい？後見人とはどういうもの？

身近な問題をもとに、専門家が



寸劇とクイズ形式

でわかりやすくお答えします！

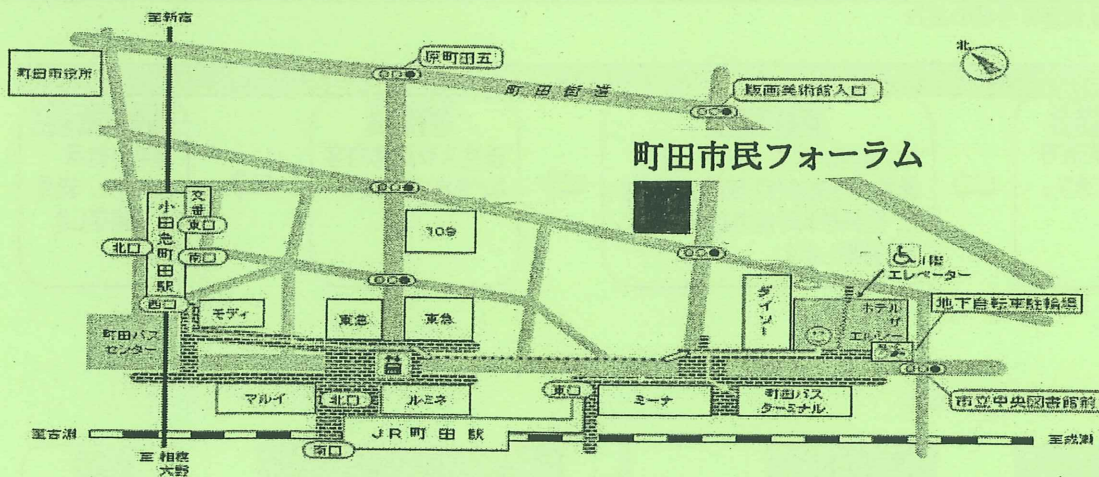
〔日 時〕 平成20年8月23日 (土)

午前10:00~11:40 (開場9:30)

〔出 演〕 東京司法書士会三多摩支会 所属司法書士

〔会 場〕 町田市民フォーラム 3階ホール

〔参加方法〕 直接会場にお越しください (定員180名)



当日は手話通訳と
要約筆記があります

〔お問合せ〕 町田市役所 地域福祉部 福祉総務課

電話 042-724-2537 FAX 042-724-1187

主催 町田市・町田市社会福祉協議会

※裏面もご覧ください。

ご存知ですか？「成年後見制度」

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の契約を補助したり、代理することによって、権利とくらしを守る制度です。

本人の判断能力が不十分な場合、遺産相続の手続、預貯金通帳の取引、印鑑登録、などができません。これらは、家族というだけでは代わって行えません。本人を補助したり、代わって行うための制度が成年後見制度です。

※成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に分かれます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分なため、自分ひとりでは財産の管理や契約等をするのが難しい方について、主に本人や親族が申請し、家庭裁判所が後見人を選ぶ制度です。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」に分けられ、後見人に任せる範囲も違ってきます。手続は家庭裁判所で行います。

任意後見制度

将来、自分の判断能力が衰えたときに、どのような援助を受けるのか、また誰を後見人にするのか、あらかじめ契約により決めておく制度です。契約手続は、公証役場で行います。判断能力が衰えた時に、本人、家族、後見人などが家庭裁判所に申請します。任意後見監督人が選任され、制度の利用を開始します。

成年後見制度利用の流れ

